

平成25年度第1回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

【日 時】

平成25年7月31日（水） 14:00～16:00

【場 所】

県庁北新館5階5A会議室

【出席委員】

青木委員、赤松委員、井出委員、伊部委員、岡野委員、小西可奈委員、小西忠之委員、中辻委員、成田委員、橋本委員、増田委員、森川委員、安浦委員、吉田委員、若林委員

【資 料】

資料1 環境こだわり農業推進基本計画の進行管理について

資料2 平成24年度第2回審議会におけるご意見・ご提言の整理

資料3 環境こだわり農業のPR対策について

資料4 水稲新品種「みずかがみ」について

資料5 滋賀県環境こだわり農業実施協定等運営要綱の一部改正について

別冊 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画

別冊 平成25年度環境保全型農業直接支払交付金の概要

別冊 食べることで、びわ湖を守る。eat eco

(1) 報告事項

環境こだわり農業推進基本計画の進行管理について

【井手会長】 改めまして皆様、こんにちは。今年度、第1回目の環境こだわり農業審議会ということになります。新しく変わられた方も何名かおられますが、多くの皆様につきましては任期の2年目ということになります。また、後ほど進捗状況のご報告があります、環境こだわり農業推進基本計画につきましては、5カ年計画のちょうど折り返しの年度というふうに理解しております。また、次の基本計画の策定に向けてまだ少し時間はあるわけですが、そろそろ議論を始めなければいけない時期に参ったと認識しております。

そうしましたら、次第に従いまして、報告事項(1)から始めさせていただきます。「環境こだわり農業推進基本計画の進行管理について」ということで、まずは事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 ありがとうございます。以上、環境こだわり農業推進基本計画の進捗状況の報告でした。

ただいまの報告につきまして、何か御質問あるいは御意見等ございませんでしょうか。

【吉田委員】 2点、お尋ねします。27年度の目標に対して24年度の実績で、計画を上回った、あるいは下回った要因分析をしていただき、よく分かったのですが、2点だけ少し聞き取りにくい点があったということも含めてお尋ねしたいと思います。

11ページの園芸作物の中でお茶の施肥が60に対して17ということで、少し下回っているということの理由なり見通しにつきまして、もう一回お尋ねをしたいと思います。

それと、15ページの「おいしがうれしが」キャンペーンの登録店舗数が非常に目標に対して大きく上回ったのですが、この店舗数がよくわからないのです。例えば、コンビニなんかはセブンイレブンが県内に何店舗もあるわけですが、ああいうものも例えば、一つの店舗があれば一つとして数えておられるのか、ちょっとその辺の中身を教えてくださいたいと思います。以上です。

【井手会長】 事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

【事務局】 おいしがうれしがキャンペーンの登録店舗数のほうから答えさせていただきます。これは、店舗の数で数えております。ですので、コンビニなどの一つのブランドにおいて、店舗が例えば20ありましたら、20というふうな数え方しております。

それから、園芸作物における環境こだわり農業技術の取組面積の中で、茶についてですね。

【井手会長】 少ないのはなぜかというふうなご質問だったかと思います。

【吉田委員】 ええ。目標の60に対して17と非常に低いのです。先ほどちょっとおっしゃっていただきましたが、もう一回その理由を教えてくださいたいのです。

【事務局】 まずお茶でございますけれども、通常は畝の間に施肥を行います。全面施肥というのは、それを全面に散布するというところでございます。しかし、長

年の慣習というのがありまして、全面散布しても肥料は株元に十分到達するのですが、そこをなかなか理解していただけないという悩みがございます。今後は効率的な散布方法を含めて普及をしていきたいということで、面積についてはこれから伸びていくと考えております。また、それにかかる技術開発等も進めたいと思っております。

以上でございます。

【井手会長】 ほかにいかがでしょうか。

私のほうからひとつ、資料で言うと13ページの下のほうに、ゆりかご水田と豊かな生き物を育む水田の取組面積がありますが、これは平成23年度から24年度にかけて、特に豊かな生き物を育む水田というのが非常に大きく増加しておりますが、こういった要因で増加したか説明をお願いいたします。

【事務局】 今回の御質問の件でございますけれども、24年から増えておりますのは、中流域でも取り組んでもらうという、豊かな生き物を育む水田づくりでございます。これについては県内のまるごと対策、国の名前で言いますと農地・水の対策で資材や人件費の支援も行えることになりましたので、これで進めさせていただいたということです。

【井手会長】 国の枠組の中にはまったので、かなりの農家の方々が取り組まれたという理解ですね。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。増田委員。

【増田委員】 9ページから10ページあたりで、環境こだわり農産物の栽培面積の減少の中で、1点は野菜についてですが、国の要件の厳格化によって面積が減ったというご説明でしたが、従来の枠に対してどういう点で厳格化されたということになったのか、少しそのあたりを補足で教えてほしいのと、同じく大豆についても大幅に減少しているのですが、これについてもうちよっと詳しく減少の理由について教えていただけるとありがたいですが。

【井手会長】 事務局、お願いできますでしょうか。

【事務局】 大豆や野菜で減った理由ですが、冒頭でお話がありましたように、24年度より、国の交付金の交付要件が変わりまして、環境こだわり農業をやった上で温暖化防止か生物多様性保全に貢献する対策をやらないと交付金の対象にならないということで、まず要件自体が厳しくなりました。さらに大豆と野

菜につきましては、支援要件の中で取り組みやすいメニューが少なかったということから、より厳しい状況でした。

先ほどお配りした資料別冊をごらん下さい。4ページの8番、水稲での「IPMの実践、畦畔の人手除草及び長期中干し」という項目がございます。昨年度、この「IPMの実践」という技術は水稲だけでございました。しかし今年度は、7ページの15番にありますように、大豆や野菜等において「IPMの実践」が国に承認されましたので、この技術について推進を図って、栽培面積の拡大を図っているところです。

【井手会長】 よろしいですか。

あともう一点、大豆の栽培面積の減少の要因をもう少し詳しくお願いしますとのご質問でした。

【事務局】 やはり技術的な点でございます。資料5ページの10番までの技術が、前年度まで国が認めていたものがございますが、その中で大豆の取組として取り組みやすい技術がなかなかありませんでした。滋賀県の場合は麦と大豆の二毛作体系をとっており、6月に麦刈りをしてすぐに大豆をまいていかなければならないということで、梅雨の間での作業になってまいりますので、例えば堆肥の施用といった技術であっても取り組みにくいのです。他の技術につきましても、大豆では、取り組み可能なものが少なかったというのが原因でございます。その辺が面積が大きく減った理由であると分析をしております。

【井手会長】 増田委員、今のようなお答えでよろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、また後ほどでも結構です。お気づきになられた時点で御発言いただければというふうに思います。

そうしましたら、議事を進めさせていただきます。次は意見交換ということでございます。特に前年度から引き続き委員をしていただいている皆様におかれましては、昨年度、環境こだわり農業の今後の推進に向けてということで、自由討議という形で様々な御意見をいただきました。それが本日の資料17ページ、資料2となっている資料で、議論の内容を事務局でまとめたものでございます。

今回も引き続き、今後の推進に向けてということで、特に今年度から新しく委員に就任していただきました4人の皆様から後ほどご意見を伺いたいと思っておりますが、その前にこの資料2に基づきまして、昨年度第2回の審議会における議論についてまとめた内容を、事務局のほうから報告していただきました。

いと思います。

(2) 意見交換

平成24年度第2回審議会におけるご意見・ご提言の整理

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 ありがとうございます。昨年度第2回の審議会でかなり時間をとって皆様から自由に意見をいただいたところですが、そちらのほうをこういう形で事務局のほうでまとめていただいたものです。こういった意見もあったという参考までにしていただけたらと思います。

そうしましたら、最初をお願いしておりましたように、今回から初めて参加していただきました4名の委員の皆様から、それぞれのお立場あるいはお考え方で環境こだわり農業の今後の推進に向けて、こういうふうなことをやっていったらいいんじゃないかというご意見等をいただければと思います。

そうしましたら、私の一存ではありますが、中辻委員、小西忠之委員、森川委員、安浦委員の順番でご発言をお願いできますでしょうか。

そうしましたら、まず中辻委員のほうからお願いいたします。

【中辻委員】 僕は家でお茶を作っていますが、先ほど報告いただいた中で、お茶のこだわり農産物は少ないです。この理由として、僕の意見としては、お茶は肥料をたくさんやらないと駄目な作物なんです。ここ最近、全国的に肥料を抑えていて、この影響で味が薄くなって、茶が全然売れないということが言われています。昔に戻そうかという話もちらほら出てきています。そうでないと、幾ら売れないものをつくっても、このままだと、全国的に茶が安くなり誰もつくらない。そうすると、何にもならない。消毒等の農薬関係はクリアできるのですが、肥料に関してはもっとやった方が良くと思います。全国的にどこも同じ茶ができたなら、産地の特徴もないし、販売も難しくなります。

また、茶はブレンドして味を整えるものなので、農家がこだわり農産物に対して違うものを混ぜ合わせるということもあります。それなら、環境こだわりのお茶を一気に農協さんかどこかが買い占めるようなことをしないと、なかなか難しいのではないかなと思います。

今のところ、うちでは緩効性肥料をやっていますが、緩効性の肥料は価格が高く、茶の値段も低下しているので厳しい面があります。ですが違うことで、例えば堆肥を入れて土づくりをしっかりしていくとか、そういうふうに切り換えてもらえれば、もっと面積も増えるのではないかなと思います。

以上です。

【井手会長】 ありがとうございます。ひとまずご意見を伺ってまいりたいと思います。そうしましたら、小西委員のほうからお願いできますでしょうか。

【小西忠之委員】 はい。全農の小西と申します。直近は管理部門のほうにおりましたので、ちょっと臨場感に欠ける話かもわかりませんし、総花的な話になるのは少しお許しいただきたいということを最初に申し上げます。

私は米の担当が長かったもので、環境こだわりがスタートする前ぐらいから、県の方といろいろ相談をさせてもらった記憶がありますが、その当時から考えますと環境こだわり農産物の栽培面積は、非常に早く増えたという印象が強いです。これは多分支援措置といえますか、制度設計がすごく良かったのだらうなと思います。

さらに、これを伸ばしていくということになりますと、知事特認も含めた中での助成体系の維持拡大といえますか、特に作物をつくる手間に対しての支援措置に対して拡充が必要で、そうでないと、維持拡大は相当困難ではないかと思います。

それと体系そのものについて先ほど説明していただきましたが、今は面積に対してお金が出ています。これを経営所得安定対策ではないですけども、数量的なり品質的なもの、これも要素としてはどうかと思います。今、お茶の話がありましたが、環境こだわり農産物をつくることに対しては、一番大きいのはお米で、私自身も団体の集荷なり流通をさせよう立場からいきますと、やはり収量性に少し欠けるつくり方になっているようにも思います。特にお米で言いますと最近の温暖化、高温対策の新しい品種はつくっていただきましたが、全体的に言いまして肥不足といえますか、肥料切れする可能性もあります。これは環境こだわり農産物だけじゃなくて減農薬・減化学肥料栽培全体でそうなのですが、やはり後半のほうにもう少し窒素成分が要るのではないのかと感じます。お茶のほうでは濃さと言われましたけれども、環境こだわり農産物が品質、特にお米で言う食味において、少しハンデキャップがあるという危惧があるのではないかと思います。ですから、それにはいろんな工夫が要りますが、いずれにしても数量なり品質を反映した助成体系というのができれば良いのではないかと思います。

お茶でも言われましたけれども、お米に関しても、普通栽培に戻してもう少し収量を求める栽培を指向される考え方も、少し復活しているように感じています。

もうひとつ、お茶ではブレンドと言われましたけれども、お米に関しても

全く一緒に、環境こだわり米同士が例えば施設で混ざっても、それは環境こだわり米として売れるということで、国の特別栽培米とは少し制度が違うという点があり、それは非常にありがたいです。

ところが、普通栽培と混ざるということも流通段階ではございます。その段階で環境こだわり米が消えてしまう。当然、環境こだわりは琵琶湖の負荷を軽減するということですので、それは別に飯米でも良いのですが、せっかく手間暇かけられていますので、できるだけ流通につなげていって、できるだけ大きなロットでPR効果を追求すべきかと思えます。

となりますと、普通栽培米と混じる段階で環境こだわり農産物が消えてしまうというのは、それはやっぱり切ないかなと。そうなりますと、生産から流通、販売まで一貫した支援体制といいますか、流通関係でいいますとインフラ整備的なもの、そのような一貫体制的な支援があればいいのではないかと思います。

以上です。

【井手会長】 はい、ありがとうございました。

そうしましたら、続きまして森川委員のほうから御発言をお願いできますでしょうか。

【森川委員】 認証制度が始まって以来、私どもでは米に関して環境こだわり農産物認証を受けていまして、主に米・麦・大豆なのですが、水稻に関してはほとんどの栽培で環境こだわり農産物の認証を受けております。

当初、支援制度が全くありませんでしたので、なかなか広がらなかったという現実があります。PRもそこまで進んでいなかったという背景もあります。その後支援制度ができて、徐々に広がり、途中から国の支援に乗ったということでさらに広がっていきやすかったのだと思うのですが、一方で国の支援の基準が厳しくなったらまた減少する、そういう現実があると思うのです。

県にお願いしたいのは、国の施策を見てからの支援制度ではなくて、県はずっと一貫してこういう農家が取り組みやすい環境こだわり農業ということで支援をしていただければ、国の出方に左右されないのではないかと思います。国の基準が高くなったから面積が減ったとか、そういうことに振り回されないという県の支援、それをまずお願いしたいです。

それから、私どもはほとんど環境こだわりですけども、その中でも特に有機栽培もやっております。ですが、有機栽培のものに環境こだわりのマークをつけるかという、あえて無農薬・無化学肥料のものに50%のシールはつ

けません。そういう特別な栽培というものが、環境こだわりの上にもう一つありますので、県として、これはもっと高度な環境こだわりであるということも考えていただいてはどうかと思います。

【井手会長】 はい、ありがとうございました。

そうしましたら、最後ですけれども、安浦委員のほうからお願いできますか。

【安浦委員】 イオンリテールの安浦でございます。今日は小売りのほうから現場の話も含めて、もう少しご協力いただければということでお話しをさせていただきます。

前任の安藤のほうからもいろんな意見が出ていたようで、これについては引き続き私につきましても同じような形で取り組んでいるわけなのですが、このこだわり商品というものを販売していくに当たって、今スーパーに見えるお客様の滞在時間というのが実はどんどん減っております。これは若干店によって違い、具体的な時間はちょっと申し上げられないのですが、15分とか20分とかという形で済まされるお客様が非常に多くなってきているという中で、何万点という食品の中からお客様に選択していただいて、お買い上げいただくという状況です。お野菜あるいは米といったものを選んでいただくに当たっては、何かワンフレーズ、お客様の琴線にピッと触れるようなものがないと、今まで買っていたものから滋賀県産の食品にスイッチをしていただけないという現実がございます。環境こだわり農業という、これ以外にもいろんなフレーズがあるのかもしれませんが、生産者の方あるいは我々小売も含めて、お客様にすぐ分かるキャッチフレーズみたいなものをつくっていかないと、お客様の目についていけないというところが正直ございますので、これにつきましては、我々も含めてロゴも一緒に協力をして考えて、提案をしていければと思っております。

それから、次の議論にもなると思うのですが、実は米の話で今年新しい品種の米を発売していただけるということなのですが、今、新米のセールス計画をやっているところでございます。それで、この会議があるということで担当バイヤーともどういうふうに仕掛けをやっていくかという話をしている中で、やはり商品を積んで、のぼりをつけてPOPをつけてという形ではなかなか売れていきません。もう一步踏み込んでお客様に試食していただくとか、あるいはこれはメロンの事例で申し上げますと、つくられた生産者の方にお店までお越しいただいて、試食を出していただくということでお客様とコミュニケーションをとっていただくと、予想以上の売上がとれたというよ

うなことも事例として出ております。

そういったところを生産者の方あるいは卸業者の方と一緒に協力しながら、ただ商品を販売するだけではなくて、もう一步踏み込んだPRをしていきたいなと考えておりますので、その点、またご協力していただける点がございましたら、ご提案いただければと思っております。

以上でございます。

【井手会長】 ありがとうございます。一通り今年度から委員になっていただきました皆様からご意見のほうをいただきました。

それでは事務局、この時点で先ほど4名の方から出された指摘された点につきまして、何か回答等はございますか。

【事務局】 回答になるかわかりませんが、少し考え方を述べさせていただきます。

まず、中辻委員様から、お茶で環境こだわり農産物の技術でやると味が乗らないという意見を頂戴しました。確かにお茶の場合はいろいろな旨味成分は肥料をたくさんやらないと出てこないということは承知しているところでございます。そういう点も含めて、緩効性肥料も既に使っただき、いろいろと努力もしていただいているということですので。その費用のかかる部分について、県のほうで全部見るということではできませんけれども、どういうやり方ですれば肥料を減らしながら食味を維持できるのか、その辺のところは研究機関ともう少し詰めさせていただいて、よりよい方法はないのか、少し時間をいただいて検討させていただければと思いますので、すぐに結果が出るわけではございませんけれど、ぜひこだわりのほうも続けていただけるとありがたいと思いますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

それから、小西委員様からは、品質や収量の支援が必要ではないかという御意見を頂戴いたしました。確かに今までから面積だけで来ていたところでございますし、他府県では食味等の値で区別しながら集荷されているような事例もございます。基本はやっぱり面積でないかと思っておりますけれども、品質や収量、こういうものについて一定農家の方に負担をいただいて栽培していただいているということもありますので、先ほどから会長が言われていますように、27年度で今の基本計画が終わり、これが節目になると思いますので、次期計画の中で今後の支援はどうしたらいいのか、その中で検討できればと思いますので、またご意見をいただければと思います。

それから、森川委員様からは、有機栽培について、県としても何か制度をとというご意見を頂戴いたしました。現在有機農業の推進については、県として一定の範囲で支援を行っており、また有機農産物の認証については国の制

度の中で行われております。先進県ではそういった認証を県のみでやっておられる事例もありますので、こだわりの制度の中で、27年度以降の枠組みにおいて、何ができるか検討できればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、国の制度に左右されない制度ができないかということでした。確かにそういう制度ができればいいのですが、これだけ面積が増えてまいりますと、農家さんの御負担を県だけが見ていくというのも限界がございます。できる範囲のことはやらせていただくにしても、やれる範囲ということの中で対応する一方で、せっかく作っていただいたこだわり農産物が少しでも消費者の人に選んで買っていただけるように、川下のほうの対策としてPRに力を入れさせていただいて、率先して売れていくというような商品になればという点での支援、直接的な支援ではございませんけれども、そういうことができると考えております。

それから、安浦委員さんのほうからちょうだいいたしました何かもう一歩進んだ取り組みを、というご意見がありました。県のほうでも、京阪神の皆さん、滋賀県民の方も含めて、環境こだわり農産物を選んで買っていただきたいという思いを持っておりますので、何らかのそういうイベント的な販売戦略も今年度も考えてまいりたいと考えております。また具体的な取り組みは個別で相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、キャッチフレーズ等につきましては、既に県のほうは、前のほうにもポスターを張っておりますけれども、「eat eco」という造語でございますが、「食べることで、びわ湖を守る。」ということで統一してやっておりますので、これが良いのか悪いのか忌憚のないご意見ちょうだいしたいところですが、県としましてはこれがいいんじゃないかということで、これまでこれをキャッチフレーズに売り出しております。何とか小売業者の皆様の方につきましても、これで統一して宣伝をやらせていただけるとありがたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

【井手会長】 ありがとうございます。部分的にはお答えいただけたかなというところでございますけれども、いずれにしても現在の枠組みのままではそのまま継続することは難しいことになっておりますので、より一層次期の基本計画に向けた議論というものがこれから重要になってくると思っております。

いかがでしょうか。新しい委員の皆様から少し今までとは違った視点からのご意見もいただけたと思っておりますが、前回いただきましたご意見をさらに踏まえたものでも結構ですので、自由に御発言いただければと思います。いか

がでしょうか。

赤松委員、よろしくお願いします。

【赤松委員】 こんにちは。よろしくお願いします。

私が働いている直売所では、こだわり農産物のラベルシールを色分けして、また売場も変えて生産者の方にここに置いてくださいというふうにお伝えし、消費者の方にも分かりやすくさせていただいて、ずっと記録をとってきました。前は取組を初めてすぐだったので何もお伝えできませんでしたが、今日は結果を報告させていただこうかと思います。

期間は1月から7月までなのですが、主にキャベツで、環境こだわりのキャベツのほうが、普通に作っていただいているキャベツより生産量も多くとれましたし、売上のほうも4月に関してはとても多く上がってきました。今販売中のものでも、とうがらしやなす等、環境こだわりのほうが多く出ている日もございます。私も店頭立つと、お客様に「何が違うの」とよく聞かれます。環境こだわり農産物がまだ浸透していないのかなと思っていますが、説明させていただくと、「じゃ、1回こっち食べてみるわ」というふうに手にとって持っていってもらえます。お客様に説明するため、環境こだわりで作っていただいている生産者の方にも店頭に立ってもらったりしています。

現在20名の方に環境こだわり農産物を作っていただき、そのうち16種類の農産物を直売所で販売しています。お一人で11種類作っていただいている方もおられますが、その方が自主的に、まだ環境こだわりの農産物を作っていない生産者の方に声をかけて勧める活動をしておられます。実際「菜の花」は全て環境こだわりですので、6次産業化として出しているうちの加工品の菜の花は、全部環境こだわりだなということをこの間話していました。

また生産者の方は、登録や事務手続きがわからないとか、面倒くさいとか、シールが高いとかおっしゃる方がまだとても多いので、県の方から簡単かどうか、優しくご指導いただけたらなと思っています。私たちがどう言っても「わからない」と言われるので、「県の方が来てくれて説明してくれるよ」と言ったら、頑張って聞いてもらえると思いますので、またお願いします。

もうひとつ、私も最近外に販売に行っていますので、「みずかがみ」の宣伝もさせていただきたいです。うちの米担当の者に聞くと、「いや、まだ何も話はないよ」と言っていたのですが、この間新聞に載っているのを見ました。そのみずかがみの宣伝もさせていただきたいなと思っていますので、また何かあれば私、赤松までよろしくお願いします。

【井手会長】 ありがとうございます。みずかがみは、後ほどまたきちつとご報告があるみたいですので。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

個人的にはどうしても議論の方向性として生産・流通・消費までを通した支援でありますとか、対応ということにならざるを得ないだろうと認識しているのですけれども、環境科学部といいますか、環境をやっている人間としましては、やはりスタートとしての環境こだわりというのは琵琶湖への負荷の削減という趣旨もありますので、一つ違った視点から申し上げるならば、いま一度生産者の方にやる気になっていただけるような、もちろんそれがブランド化であるとかそういうことであるというのは認識しているのですけれども、それ以外の形でも生産者の方々にもっとやる気になっていただけるような施策のあり方というのを少し工夫していただければと思います。要は、「ブランド化」というよりも、私に言わせると「プライド化」といいますか、環境こだわりを作っているということが一つの誇りであると、滋賀県で農業をやっておられる上でやはり慣行ではない、自分は環境こだわりでやっているんだと、それがプライドにつながるようなものが何かあればと思います。特に支援ということですと、直にお金の話とどうしてもリンクいたしますので、できるだけお金とはちょっと違うような形でのインセンティブといいますか、そういったものも少し考えてみる必要があるのではないかと個人的には思っております。

いかがでしょうか。まだ少し時間はあると思いますので、ご自由にご意見をいただきたいと思うのですけれども。

それでは、増田委員。

【増田委員】 先ほど質問したことと関係するのですけれども、今後というか、環境こだわり農産物の栽培面積について言うと、野菜が消費者に期待をされてきたのだけれども、なかなか生産が伸びず、さらに制度の改編で大分落ち込んだということですが、やっぱり消費者に喜んでいただくという意味では、この野菜というのが大事な品目なので、きちんとてこ入れをしなきゃいけないと思います。

それに関連して、本当なら先ほど質問するべきだったかもしれませんがけれども、このIPMという技術、滋賀県型と書いてあるので滋賀県が独自に作った基準と読んで良いと思うのですが、このIPMを導入して、恐らくこれはクリアすることはできるのだろうと思うので、かなり増えるのかなと思います。ここで一つお聞きしたいのはIPMの基準と環境こだわり農産物の基準というのは一体どういう関係にあるのかというのが1点です。

それから、このIPMを支援要件にすることによって、こだわり野菜の生産がどのくらい伸びるのか、あるいは計画が実現できるくらいに持っていきえるというふうに考えていらっしゃるかどうか、このあたりを合わせて聞きたいと思います。

大豆については、恐らくこの基準、IPMを導入したら面積は増えるのかなというふうに思うのですが、もしも大豆についてもそのあたりの見通しがあれば教えてほしいと思います。

【井手会長】 それでは事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

【事務局】 おっしゃっていただきましたように、野菜での需要というのは、消費者の方々は、農薬を少しでも減らした野菜が食べたい、購入したいという御希望があります。野菜の環境こだわりは、全体の栽培面積の3割から4割ぐらいしか生産がされていないという現状がございます。そもそも野菜自体の栽培面積をまず増やさなければならぬという一番大きな課題がありまして、その上で少しでも農薬を減らした環境こだわり農産物に向けた野菜づくりの推進を図っておるわけでございます。

その中でIPMという、農薬だけに限らずに耕種的な防除方法を組み合わせて、少しでも農薬を減らす技術を推進しております。しかし、野菜で虫に食われた跡とか病気の跡があると、商品価値の問題がございます。今その辺のところでは代替技術を研究機関で研究してもらっているわけですが、労力なりコストに見合う分の技術開発に至っていないという部分がございます。IPMも推進しているのですが、やはり品質低下の部分で、技術向上をやっつけなければというようなご指摘がお茶の場合出ていましたが、そこが大きな課題と考えております。農薬やIPMを組み合わせた総合的な対策を検証しながら進めてまいりたいと考えております。

大豆につきましても、温暖化等の影響なのか、今までそんなに大きな問題にならなかった害虫等も発生しており、どうしてもそこで農薬を使わないと、商品価値が一気に下がってしまうという大きな問題もございます。その辺のところを今後農薬にかわる新たな技術開発とともに推進を図ってまいりたいと考えております。

目標の数字ということで先生のほうからご質問があったのですが、個々の作物について27年度も目標を設けておりますので、それに向けての技術開発とともに、技術の普及ということで推進をしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、なかなか難しいという現状もあるということで、今のところはご理

解をいただきたいということでございます。

【井手会長】 恐らく増田先生からの質問の後のほう、見込みについては今のようことだと思っておりますけれども、最初のほうでいわゆる環境こだわりの基準とこのI P Mの基準の関係がどうなのか、私もちょっとよくわからないところがあります。農薬の5割カットというのは大前提としてあって、そのカットの仕方の中で、このI P Mで8項目以上実践していたらオーケーなのかなとぼんやり想像するのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 環境こだわり農業というのは、御存じのように慣行の栽培よりも化学肥料や化学合成農薬の使用を半分にしていただいて、琵琶湖のために取り組んでいただくという制度でございます。

実は、先ほど野菜にしても大豆にしてもかなり落ち込みが見られたということなのですけれども、この落ち込みについては若干数字のマジックみたいな部分もございます。

これは何かといいますと、新しい国の制度を活用して支援を受けていただくというときに、こだわり栽培とあわせて、地球温暖化対策や生物多様性のための技術をやりなさいというメニューが示されました。しかし、これらの技術に取り組むことが非常に難しかったということなんです。減化学肥料、減化学合成農薬のこだわり基準での栽培をさせていただいているのですけれども、国から新たに示された技術をオンできなかったのも、環境こだわり認証制度に対しても手を挙げられなかったと理解しています。

実は制度としてはこだわり農産物という形で認証はできるのですが、国の支援対策を受けるとなると、全部やっていただかなければならないということになりましたので、こだわり農産物の栽培面積も下がってまいりました。しかし、せっかくですので、国の支援を受けていただきたいということから、昨年度新たな知事特認技術を国のほうに要請しました。その一つにI P Mがございます。10a当たり8000円、これをいただける技術として提案させていただきました。

ちょうどこの概要にもありますが、1番から16番のメニューの中に環境こだわり農産物の生産と諸々技術という表現をさせていただいています。これをしていただくと、ちょうど国の制度にも乗るということになるのですけれども、23年度までは環境こだわり農産物までは行けたけれど、24年度からのプラスの部分ができなかったということで、こだわり農産物の栽培面積が落ちたということでございます。

今般新たに、I P Mの実践を含めて四つの技術を特認として今年度から増

やし、生産者への指導もさせていただいていますので、特に大豆については一定V字回復みたいな形を期待できるかなと思っているところです。

【井手会長】 増田先生。

【増田委員】 ちょっとお聞きしたかったのは、このチェックシートにI PMの選択項目が出ていますが、この項目のレベルと環境こだわり農産物栽培基準のレベルというのは、どっちが難しいのかということも含めてお聞きしたかったのですが。

【事務局】 このI PMは追加の技術になりますので、若干手をわずらわせていただくことになるかと思いますが、技術そのものについてはそんなに難しい技術ではないと思っています。十分対応していただける技術だと考えております。

【井手会長】 すみません。ちょっと私のほうから。

先ほどのご回答の中で、数字マジックだというお話がありました。ということは、いわゆる県の基準で言うと完全に環境こだわりをやっておられたと。減農薬・減肥料でやられていたのだけれども、要するに国の基準が変わったに伴うプラスアルファができなかったから、手を挙げられなかったので認証できなかった。ということは、そういう方はおられないかもしれませんが、国の基準では認証されないんだけど、うちはちゃんと県の環境こだわりの基準は満たしていると言われたら、それは環境こだわり農産物として県は認証するという事なのではないでしょうか。

【事務局】 そうです。マジックという言い方は言い過ぎかも知れませんが、認証だけされているという面積も1500haぐらい、約1割ございます。その認証まで「もうええわ。書類を書くのが面倒くさいし」ということで、手を挙げていただけなかった方が、まださらにおられるということでございます。

【井手会長】 わかりました。

【増田委員】 今の1,500haというのは、数字に入っているんですか。

【事務局】 1500haは入っていますが、手を挙げられなかった分については入っておりません。把握ができませんので。

【井手会長】 わかりました。まだご質問もあるかもしれませんが、時間の関係もありますので、ひとまず意見交換の時間といたしましてはここで打ち切らせていただきます。最後（3）ということで3点の報告事項に移らせていただきます。この報告事項はまず3件最初に連続して事務局のほうからご説明をいただいた後、まとめてご質問等を受けるということによろしいですね。そうしましたら1点目、環境こだわり農業のPR対策についてということで御説明をお願いいたします。

（3）報告事項

環境こだわり農業のPR対策について

水稲新品種「みずかがみ」について

滋賀県環境こだわり農業実施協定等運営要綱等の一部改正について

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 そうしましたら、まずはご報告のほうを先にやっておくということで、2番目、先ほどからたびたび話題に出ております、みずかがみにつきまして、その推進方針等について御説明をお願いします。

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 そうしましたら、もう一件報告のほうを先にさせていただきたいと思えます。こだわり農業実施協定等運営要綱等の一部改正についてということで、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 以上、3件の報告を続けてしていただきました。これらを合わせて何かご質問あるいはご意見等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。岡野委員。

【岡野委員】 PRについて、先ほど「eat eco」についてのお話があったかと思うのですが、環境こだわり農産物の目的からいくと、やっぱり琵琶湖を守る、環境だと思えます。けれども、このポスターから受けるのは、あくまで農産物としてのイメー

ジです。先ほど安浦さんからお買い物の時間が短くなっているという話があったと思うのですが、本当に消費者が物を選ぶ時点でポスターを目にしても、環境こだわり農産物が何であって、「じゃあ、これを買おう」というふうには、つながらないのではないかと思います。

もっと環境というのを全面的に出したり、環境学習や、琵琶湖の水を守ったりというところで、もっとPRをして、「ああ、それなら環境こだわり農産物というものを買うことで、私もそこに貢献できるのか」と、それぞれが思ってお店へ行ったときに、すぐにこれが目につく状態で滋賀県内どこでもあるというような流れが、弱いのかなという気がしました。

それともう一点だけ、全体の話の中で、環境こだわり農産物の栽培方法で、必ずしも良い品質や食味ができるわけではない、という話があったと思います。生協でも生産者さんと消費者をつないで、生産者の事情を分かっていたくための取り組みをやっていきます。その中で、例えば廃鶏の肉は固いけれども、卵を産んだら廃鶏になっていくのだから、この肉も食べてもらわなかったら成り立たないということをどれだけ消費者に訴えても、いざ食べてみて固かったりすると、なかなか消費者は納得してそれを進んで買ってもらうというところに、どうしてもつながらないのです。ですので、せっかく環境こだわり農産物を消費者が選ぶ時点では、食味などが優れていないと続かないと思います。そういう問題が今あるというのであれば、できるだけ早く改善していただかないと問題ではないかなと思いました。

【井手会長】 ありがとうございます。ちなみに、最初のほうの「もっと環境を前面に」ということで何か、例えばというのはありますか。

【岡野委員】 例えば、ここから琵琶湖がイメージできないという点があります。

【井手会長】 ここにちらっとだけ琵琶湖がありますが。

【岡野委員】 そうなんです、この琵琶湖は滋賀県のマークですよ。これが琵琶湖を守るというふうに、つながるの难道うかと思います。また、買う時点でこだわり農産物と「びわ湖を守る」ということの比較が、本当にどの程度できるのかなと思います。草の根でやっていかなければならないことなのかもしれませんが、もうちょっと切り口が他にあってもいいかなと思いました。

【井手会長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。
はい、成田委員。

【成田委員】 今のおっしゃったことで、ちょっとインパクトが弱いということでしたけど、私たちはこだわり滋賀ネットワークで活動しているのですが、「食べることで、びわ湖を守る。」という言葉が最初にできたときは、本当にすごいインパクトを受けました。といたしますのは、「食べることで」というのは、環境こだわり農業をやってくださっている方たちが頑張っただけで作ってくださって、それを私たちが食べると農業を、引いては生産者の方たちを守るということで、私はダイレクトにドーンとつながったのです。

けれども、やっぱり今おっしゃったように草の根運動が大事だとは思っています。もう何年も聞いていますと、すっかりよくわかります。私たちは10年以上近くこの言葉を聞いてきました。この言葉が生まれたのはもっと後なのですが、認証マークが最初出てきたときも、これはどういう意味があるのか余りよくわかりませんでした。でも、毎年毎年生産者の方たちと環境こだわり農業を頑張ってくださいという草の根運動を広げていくうちに、やはり食べることでびわ湖を守るのだということについて、生産者としての、また消費者としての誇りも出てきます。滋賀県に生きていく、食べさせていただけるという誇りもあります。食べることで生産者の方たちを応援するという意味は、これからまた何年も時間が積み重なっていくと、すっかり入ってくると思います。今の私はすっかりきちっと入っています。

【岡野委員】 誤解のないように説明させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

【成田委員】 はい。

【岡野委員】 私、「食べることで、びわ湖を守る。」というキャッチフレーズはものすごく良いと思うのです。

【成田委員】 良いでしょう。良いですよ。

【岡野委員】 それは良いのです。でも、ぱっとこうポスターを見たときに全てが食べ物の写真じゃないですか。農産物の写真なので、ビジュアルとして入ってくるときに、これで「食べることで、びわ湖を守る。」ということにつながりにくいのです。「びわ湖」という字は入っているのですけれども。

【成田委員】 連想しにくいということですね。

【岡野委員】　そうです。ダイレクトに入ってこないのかなと。最初のほうでも何かワンフレーズが要るというようなお話もあったかと思うのですが、消費者が農産物を手に取る場にこのポスターが貼ってあるという状況では、そういう意味で、農産物の写真のイメージが強すぎるかなと感じます。

【成田委員】　こだわり農産物を食べることは生産者の応援になる、それが琵琶湖を守るということにつながっているということは、時間が経ってくると耳に慣れて心にずしんと来ると思います。私たちは食べて琵琶湖を守るというのを合い言葉にしていますので、どうぞこれから使ってください。私も一消費者の立場なのですが、滋賀県で生きるということの誇りを持てる言葉だなと思っておりますので、頑張ってください。

【岡野委員】　はい。

【成田委員】　すみません。よろしくお願いします。

【井手会長】　ありがとうございました。特にフレーズとしてはよろしいということですね。あくまでも全体のイメージとしてもう少し、ひよっとしたら別バージョンがあってもいいのかもしれないですね。琵琶湖バージョン的なものがあったらいいかなというふうなご意見だと思います。

【成田委員】　すみません。もう一つあるのですけれども。

この商標マーク、このロゴの環境こだわり農産物の後に®マークがついているということは、商標登録がなされたということですね。一番スタート時にも商標登録はされていたのではないですか。どう違うのですか。

【事務局】　商標登録自体は、環境こだわり農産物という言葉に対して、当初から取っていたのですが、ずっとそれを表示していなかったのです。それは、せっかく商標登録を取っているのに表示してない、もったいない状態だったということですので、このたびみずかがみも広く販売が始まりますし、それに併せて認証マークが広く出回りますので、この機会に合わせて®マークを表示したということなのです。

【成田委員】　ありがとうございました。

【井手会長】　時間もたちました。そろそろ定刻になっておりますけれども、どうしても

御発言等がありましたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今年度もう一回審議会を開催する予定ですので、そちらのほうでまた今後の環境こだわり農業の推進につきまして、議論を深めてまいりたいと思います。本日につきましては以上で議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

司会を事務局にお返しします。